

令和6年6月21日

安曇野市教育委員会

令和6年6月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部文化課
令和 6 年 6 月 21 日提出	(文化課長)三澤新弥 (係長)堀久士

件名	「清澤冽文庫」の安曇野市文化財指定について
決定を要する事項の内容	安曇野市文化財指定の可否
要旨	市文化財の指定申請があった清澤冽の『暗黒日記』の原本について、文化財保護審議会に諮問したところ、文化財として指定することが適当であるとの答申があったので、指定について伺う。
説明	1 経過 ・ 令和 5 年 7 月 14 日 教育委員会に指定申請。 ・ 令和 5 年 8 月 7 日 文化財保護審議会に諮問。 ・ 令和 6 年 2 月 14 日 文化財保護審議会にて審議。 ・ 令和 6 年 5 月 28 日 文化財保護審議会にて審議、答申 2 答申内容（別紙） 安曇野市文化財保護条例（平成17年条例第238号）及び安曇野市文化財指定基準に照らし、安曇野市指定文化財として適当であると認める。 ○安曇野市文化財保護条例（平成 17 年安曇野市条例第 238 号） （指定等） 第 3 条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（国又は長野県の指定を受けた文化財を除く。）のうち重要なものを次に掲げるそれぞれの文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。 （1） 安曇野市有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料 （諮問及び告示等） 第 5 条 教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除しようとするときは、あらかじめ安曇野市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。 （以 上）

令和6年5月28日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市文化財保護審議会
会 長

大澤 慶 哲

答 申 書

安曇野市指定文化財を指定する件について、下記のとおり答申します。

記

標記の件について、審議・検討した結果、安曇野市文化財保護条例（平成17年条例第238号）及び安曇野市文化財指定基準に照らし、安曇野市指定文化財として適当であると認める。

指定物件

番号	種別	名称	申請者	員数
165	有形文化財	清澤浏文庫	安曇野市長 太田寛	1

安曇野市教育委員会 御中

「清澤瀏文庫」の安曇野市文化財指定について

令和 6 年 5 月 28 日

安曇野市文化財保護審議会

会長 大澤 慶哲

1 はじめに

安曇野市教育委員会への答申にあたり、当審議会では日本近現代史の専門家であり、清澤瀏にも少なからずご縁がある國學院大學文学部の柴田紳一准教授に、本資料の文化財的価値について御指導、御意見を賜り、本書は柴田准教授の理由書を基に作成させていただいた。柴田准教授にはこの場をお借りして感謝申し上げる。

2 清澤瀏について

清澤瀏（明治 23(1890)年-昭和 20(1945)年）は、旧北穂高村青木花見（現安曇野市穂高北穂高）出身のジャーナリストである。明治 36(1903)年に研成義塾に入り、井口喜源治のもとで学んだ。明治 39(1906)年に渡米し、邦字新聞の記者として活動した。帰国後は、中外商業新報社、また朝日新聞社の記者として活動するかたわら、政治や外交、社会情勢等に関する数々の書籍を執筆した。昭和 4(1929)年に『自由日本を漁る』の記述が国体を冒涇するものとして右翼に指弾されると、朝日新聞社を退社し、フリージャーナリストかつ外交評論家として活躍した。

また、清澤は戦時日本を起点とする日本現代史執筆を戦争終結後に始めることを構想し、その資料とするべく、昭和 17(1942)年 12 月から、戦下日本社会の病理現象への観察・批判を記録するため、それまで断片的につづっていた日記を再開し、昭和 20(1945)年 5 月、満 55 歳での突然の死まで書き続けた。清澤没後、昭和 29(1954)年、この「戦争日記」は『暗黒日記』として刊行され、世に知られるようになった。

清澤については現在、北岡伸一（東京大学名誉教授）の名著『清澤 瀏 外交評論の運命増補版』（中公新書）により、その波瀾に富んだ生涯と、傑出した外交評論家・自由主義的言論人としての足跡と、その広範・多彩な交友範囲とが、広く一般に知られるようになった。

3 「清澤瀏文庫」の来歴について（別紙一覧表）

平成 25 年 5 月 2 日付けで、清澤の娘の池田まり子氏より清澤所蔵の資料が本市に寄贈された。これらは平成 21 年に安曇野市の研成ホールで開催された「清澤瀏展」に出展された資料である。これら所蔵品は、その生涯・足跡・交友範囲を具体的に、かつ如実に後世に伝えるものである。

資料の中には、『暗黒日記』原本（写真 NO.1-4）を含み、著作（書籍・講演集）多数、米簡（清澤に宛てられた友人等からの手紙）多数、自筆原稿、写真帳、関連書類などから構成される。

現在は安曇野市文書館において空調が完備された書庫で保管されている。

4 「清澤渕文庫」の資料的価値と指定の理由

『暗黒日記』の価値については言うまでもないが、著作（書籍・講演集）多数については清澤自身による加筆（写真 NO.5）が見られ、単に書籍にまとめ出版したというに止まらず、刊行後もなお推敲を重ね続ける言論人としての誠実さと高潔な人格とが窺われる。またモボ・モガの時代に多く刊行された著作（書籍・講演集）は、いずれもモダンな装幀が施され、外見だけからも時代のモダン性を感じ取ることを可能とする（国会図書館以下、図書館においては書籍の外箱・カバーは廃棄してしまうので、刊行時の完全な全体像を見る機会は意外に少ない。刊行時の完全な全体像こそ著者清澤が著作に込めたトータルメッセージである）。

来簡多数（写真 NO.6）については、自由主義において清澤と共鳴する外交官・言論人からのものを中心とし（戦後、内閣総理大臣となる幣原喜重郎・吉田茂・芦田均・石橋湛山など）、清澤を一つの中核として、少数ながら自由主義の灯が点き続け、突然の逝去で途絶えた清澤の念願が友人達によって継承・実現されたことを示す、極めて貴重な史料である（北岡教授も『清澤 渕 外交評論の運命』の中でこれら書簡について一部写真を添えて特筆している）。

以上の理由から、本資料は一括して文化財指定し、市民・県民、ひいては日本・世界の財産ともなるよう、縁深く清冽な清澤の生地において保存・公開することがのぞましいと考えられる。そしてこれら資料は、フリージャーナリストかつ外交評論家清澤渕の思想形成の背景、生き立ち、人間関係などを現在に伝える貴重な資料であり、かつこれら資料が清澤の故郷であるこの安曇野において一連のものとして揃っていることにきわめて重要な意義があることから、安曇野市文化財の指定等の基準等の第1の1安曇野市有形文化財の（7）歴史資料のウ「歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの」に該当するものであり、安曇野市有形文化財として妥当である。

写真 No.1 『戦争日記（『暗黒日記』の原本）』 1冊目
 （昭和 17 年 12 月 9 日～
 昭和 18 年 9 月 29 日）



写真 No.2 『戦争日記（『暗黒日記』の原本）』 2冊目
 （昭和 18 年 10 月 1 日～
 昭和 19 年 7 月 9 日）



写真 No.3 『戦争日記（『暗黒日記』の原本）』 3冊目
 （昭和 19 年 7 月 10 日～
 昭和 20 年 3 月 10 日）

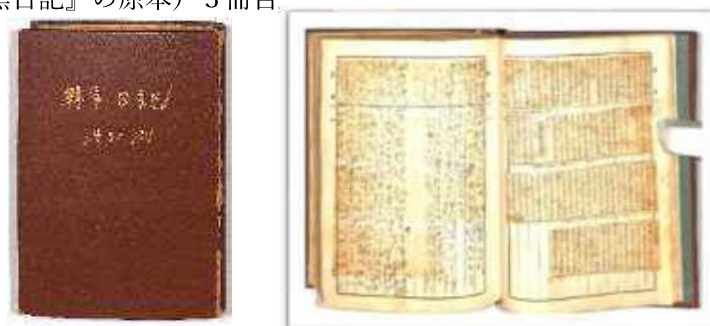


写真 No.4 『戦争日記（『暗黒日記』の原本）』 4冊目
 （昭和 20 年 3 月 21 日～
 4 月 22 日・昭和 20 年 4 月 23 日～5 月 5 日）



写真 No.5 清澤洌著『米国の研究』



写真 No.6 吉田茂からの書簡



「清澤列文庫」一覧表

	種類	資料名
1	日記	戦争日記（『暗黒日記』の原本1）
2	日記	戦争日記（『暗黒日記』の原本2）
3	日記	戦争日記（『暗黒日記』の原本3）
4	日記	戦争日記（『暗黒日記』の原本4）
5	著書	『米国の研究』校正用
6	著書	『モダンガール』
7	著書	『黒潮に聴く』
8	著書	『自由日本を漁る』
9	著書	『巨人を語る』
10	著書	『フォード』
11	著書	『不安世界の大通り』
12	著書	『アメリカは日本と戦はず』
13	著書	『非常日本への直言』
14	著書	『革命期のアメリカ経済』
15	著書	『激動期に生く』
16	著書	『亜細亜モンロー主義』
17	著書	『現代日本論』
18	著書	『時代・生活・思想』
19	著書	『極東の危機』
20	著書	『ソ連の現状とその批判』
21	著書	『現代世界通信』
22	著書	『第二次欧州大戦の研究』
23	著書	国民学術協会叢書『外政家としての大久保利通』
24	著書	『日本外交史』上・下
25	著書	『日本外交年表並主要文章』1840-1945（上）
26	著書	『日本外交年表並主要文章』1840-1945（下）

	種類	資料名
27	著書	『現代日本文明史3 外交史』
28	著書	『世界再分割時代』
29	著書	『旋風』
30	著書	『戦後世界秩序私案』《桑港会議の議題「国際聯合」の紹介と批判》計3冊
31	著書	Redistribution of Natural Resources Solution of Pacific Problem
32	著書	『自由主義とは何か』
33	著書	『現代日本論』
34	著書	『フアッシュヨは何故に生まれたか』
35	著書	『女性時局読本《混沌たる時局の一切が手にとる様にわかる》』
36	著書	『混乱時代の生活態度《理智は克つ》』
37	資料	『天頼 第2巻第3号』
38	資料	アルバム（写真類）計3冊
39	資料	スクラップブック 英字新聞などの切り抜き計11冊
40	資料	旋風帖
41	資料	肖像写真 張作霖（原稿2枚付）
42	資料	寄せ書 計2枚
43	資料	原稿 4束＋バラ
44	資料	ロンドン会議プレスカード 計2枚
45	資料	パスポート
46	資料	レセプションメニュー
47	資料	観光記念写真帖
48	書簡	吉田茂からの書簡 計9通
49	書簡	芦田均からの書簡 計9通
50	書簡	幣原喜重郎からの書簡 計4通
51	書簡	牧野伸顕からの書簡 計3通
52	書簡	小林一三からの書簡 計6通

計141点

	種類	資料名
53	書簡	近藤浩一路からの書簡 計2通
54	書簡	石橋湛山からの書簡 計2通
55	書簡	石橋梅からの書簡
56	書簡	嶋中雄作からの書簡
57	書簡	津田左右吉からの書簡
58	書簡	松平恒雄からの書簡
59	講演集	「講演」259号『現代ジャーナリズム批判』
60	講演集	「講演」285号『支那の対日真意を打診』計5冊
61	講演集	「講演」295号『自由主義と其の批判』
62	講演集	「講演」329号『植民地再分割と日本の前途』
63	講演集	「講演」330号『現代政治家は斯く要求す』計5冊
64	講演集	「講演」446号『第二次世界大戦と国際情勢』計4冊
65	講演集	我国の液体燃料資源に就いて 植村発巳男君、世界思想家のソビエト批判の紹介 清沢冽君 昭和12年6月発行、経済倶楽部講演 計2冊
66	講演集	日本外交の特質 清沢冽君、最近支那の真相と南洋発展 神田正雄君 昭和16年6月発行、経済倶楽部講演 計3冊
67	講演集	欧州大戦の動向と事変の拾収 清沢冽 昭和14年10月 講演通信
68	講演集	太平洋を繞る日米蘇関係鼎談会
69	講演集	ラジオ講演講座52『欧米婦人の印象』
70	講演集	ラジオ講演講座65
71	講演集	当面日本の全面的分析 計2冊
72	資料	講演会案内はがき
73	講演集	講演の友 第90号12月上旬号 計2冊
74	講演集	旬刊講演集 大統領選挙を中心とする米国政治事情
75	講演集	欧米は日本を如何に観て居るか（日本外交協会第268回例会 清沢冽講演要旨）
76	講演集	世界を旅して（「一人の一人を惜しみ物の一つを惜しむ」所収）
77	絵画	清沢冽肖像画 油絵 鶴見守雄作
78	愛用品	郵船(模型) 計2隻

議案第 2 号	教育部 文化課
令和 6 年 6 月 21 日提出	(課長)三澤新弥 (担当係長)奈良澤一恵

件名	安曇野市図書館協議会に係る委員の任命について
協議を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条 第 1 項第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

議案第3号	教育部 各課
令和6年6月21日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>1 件</td><td></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 件</td><td></td></tr><tr><td>文化課</td><td>2 件</td><td>4 件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>1 件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課	1 件		生涯学習課	1 件		文化課	2 件	4 件	子ども家庭支援課		1 件
	課名	共催	後援															
	学校教育課	1 件																
	生涯学習課	1 件																
	文化課	2 件	4 件															
	子ども家庭支援課		1 件															
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号） （定義） 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第 1 項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）																		

申請書は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条 第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

学校教育課

■第63回長野県中学校総合体育大会 卓球競技

主催：長野県中学校体育体育連盟・長野県教育委員会長野県市町村教育員会連絡協議会 種別（共催）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
長野県中学校体育 大会通盟 会長 小笠原 重光	中学生を育成することを 目的とした大会であるた め。	5月13日	令和6年7月13日(土)～7 月14日(日)	ANCアリーナ(13日) 穂高総合体育館(14日)	中学校教育の一環として、中学校生徒に広くス ポーツの機会を与え心身ともに健康な中学校生 徒を育成する。	参加料：1人500円 北信越中学校総合競技大会への予選 を兼ねる。市外開催競技：陸上競技、水 泳、バスケットボール、サッカー、ハンド ボール、軟式野球、体操競技、新体操、 バレーボール、ソフトテニス、バドミント ン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、駅 伝、スキー、スケート、アイスホッケー	○	○	○	基準第3条第 2項により可

生涯学習課

■第18回 安曇野明科親睦ゴルフ大会

主催：安曇野明科親睦ゴルフ大会実行委員会

種別（共催）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野明科親睦ゴルフ大会実行委員会 大会長 兼 実行委員長 丸山 憲治	市民の健康保持・体力向上及び、市民相互の親睦・交流及び連帯意識の高揚、更に社会体育の振興を図るため。	5月30日	令和6年8月29日（木）	豊科カントリー倶楽部	本大会は、市民の健康保持と体力向上を目指すとともに、地域市民相互の親睦・交流及び連帯意識の高揚並びに社会体育の振興を図る。なお、本大会は旧明科町の平成7年から続く、多くの市民の方が参加する伝統の大会であります。	親睦ゴルフ大会：18Hプレー 成績は前半9H「新ベリア」、募集人数：160名、参加資格：市内在住者・市出身・市内企業事業所に勤務する者、入場料：11,580円／1人（プレー料金 含む。）、参加料：2,000円／1人	○	-	-	基準第3条第2項により可

文化課

■2024年 安曇野「戦争と平和」展

主催：平和憲法を生かす安曇野の会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
平和憲法を生かす 安曇野の会 代表 松澤 好哲	原爆写真パネル、安曇平 の戦跡資料を見ていただ くことで、戦争の歴史を学 び、平和について考える 機会とするため。	5月24日	令和6年7月19日(金)～21 日(日)	安曇野市役所 本庁舎1階東 側ロビー	親子で戦争に関連する写真・資料などを見ていた だき、戦争の恐ろしさ、歴史などを学び、平和につ いて考えてもらう機会とするため。	広島・長崎原爆パネル展示、広島・長崎 アピール、安曇平戦跡めぐりパネル展 示、ウクライナの子どもの描いた絵の展 示、豊科高等学校校書道部大書の展示	○	○	○	基準第3条第 2項により可

■障がい者と地域を結ぶオープンアトリエ事業「絵本作家と福祉施設で土の絵の具を作る、土で描く」

主催：NPO法人 WHITE CANVAS

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
NPO法人 WHITE CANVAS 理事 石岡 享子	安曇野市近隣の障がい 者のアート活動に関する 新しい取り組みと意義を 広く知っていただき、文化 芸術活動の推進に資する ため。	5月22日	令和6年9月25日(水)～10 月8日(火)	種高交流学習センターみらい	障がいのある大人の方々の芸術活動の魅力を市 民の方々に知っていただくため。	絵本作家と制作した安曇野と世界の土 を使った絵画ワークショップの紹介。	-	-	-	基準第3条第 2項により可

■第16回碌山美術館友の会員美術展

主催：公益財団法人碌山美術館

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
公益財団法人碌山 美術館 代表理事 高野 博	安曇野地域の方、碌山美 術館にいらっしゃった方 に友の会の活動の一環を ご覧いただき、美術館に 関心を持っていただくた め。	5月29日	令和6年9月19日(木)～9 月23日(月)	碌山公園研成ホール	友の会員が日ごろ制作した作品の発表と地域の 文化振興のため。	友の会員による、彫刻、絵画、工芸、書 等の展覧会	-	-	-	基準第3条第 2項により可

■彫刻家森靖展-Gigantization Manifesto-

主催：公益財団法人碌山美術館

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
公益財団法人碌山美術館 代表理事 高野 博	碌山美術館の企画展を広く周知し、地元文化の発展に寄与するとともに、地域の文化振興に資するため。	6月3日	令和6年9月14日(土)～12月8日(日)	碌山美術館内「第1展示棟」、「第2展示棟」	現代彫刻家の展示によって、近代と現代を比較検証し、双方の高い芸術性を発信する。	森靖氏の彫刻の展示及び日本大学美術学科教授田中修二氏との記念対談。	-	-	-	基準第3条第2項により可

■令和6年度 安曇野高橋節郎記念美術館特別展「生誕110年展」

主催：公益財団法人 安曇野文化財団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
公益財団法人 安曇野文化財団 代表理事 長崎 大幸	作品の出品や鑑賞といった芸術活動の機会創出を図り、併せて名譽市民高橋節郎顕彰の機会とするため。	5月31日	令和6年9月14日(土)～12月1日(日)	高橋節郎記念美術館 展示室 1・2・3	高橋節郎の漆に対する取り組みの変遷を辿り、いかに独自の作風を確立するに至ったかを紹介し、高橋節郎の功績および漆の芸術を顕彰する機会とする。	豊田市美術館 高橋節郎館より作品を借用展示し、高橋節郎が生涯をかけて挑戦してきた漆表現の全貌を展覧する特別展。	-	-	-	基準第3条第2項により可

■創立50周年記念チャリティ大会

主催：日本吟詠学院清流会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
日本吟詠学院清流会 会長 小林幸三郎	50年培ってきた伝統とチームワークと技量の発表の場であり、伝統文化の継承、飛躍のため。	6月5日	令和6年11月24日(日)	松本市 Mウイング	50年の吟詠・剣詩舞の発表と吟道の更なる継承と活動の推進を目的とする。	入選短歌朗詠、剣詩舞構成吟「さなだゆきむら」のあゆんだ道の公演	-	-	-	基準第3条第2項により可

子ども家庭支援課

■星と焼き肉のタベ

主催：宗教法人 高山寺

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
宗教法人 高山寺 本多徹	30年以上続いていたこのイベントがコロナ禍を機に休止となっており、今年5年ぶりに再開する。以前と同じく多くの子ども達の遊びの場、食育や自然科学体験による学びの場として活用して欲しいため。	6月10日	令和6年7月20日(土)	高山寺	夏休みに入る子ども達の学びや居場所づくり、地域住民の交流の場を提供する。	①食育、カレー作り体験や火起こし体験を行い、焼き肉を食べ交流する ②天体望遠鏡を使って星空観望会。自然科学体験もかね、夏の星座や月を観察する。 参加料:子ども無料、大人1500円(食料費として)	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第 1 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 6 月 21 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)堀内雅文

件名	安曇野市アレルギー対応委員会委員の変更について
協議を要する事項の内容	安曇野市アレルギー対応委員会委員に委嘱及び任命した者に変更があったため報告するもの。
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条 第 1 項第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

報告第2号	教育部 学校教育課
令和6年 6 月 21 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)堀内雅文

件名	中学校新教科書の採択に関する要請について
要旨	令和7年度から使用する中学校の教科書採択について、長野県教職員組合より要請がありましたので、要請内容を報告するものです。
説明	1 要請内容（別紙のとおり） (1) 教科書採択にあたっては、教育現場や保護者、市民の声が重視されるようにすること。 (2) 教科書採択にあたっては、教職員や保護者、市民が教科書展示会に参加し、十分な研究・検討ができるよう、条件整備を行うこと。 (3) 教科書採択にあたっては、史実をゆがめアジア・太平洋戦争を美化する教科書や、憲法の平和主義の理念を重視しない教科書は採択しないこと。 (4) 教科書採択の過程がわかるように、教科書図書選定委員会の議事録の公開など情報開示を積極的にすすめること。 (以 上)



2024年6月7日

安曇野市教育委員会
教育長 様

長野県教職員組合

執行委員長 相場 瑞樹

中学校新教科書の採択に関する要請

日頃より教育条件整備に向けてのご尽力に感謝申し上げます。

さて、2025年度から使用される中学校教科書について、憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した、よりよい教科書が公平かつ民主的に採択されるよう、以下について要請いたします。

記

1. 教科書採択にあたっては、教育現場や保護者、市民の声が重視されるようにしてください。
2. 教科書採択にあたっては、教職員や保護者、市民が教科書展示会に参加し、十分な研究・検討ができるよう、条件整備を行ってください。
3. 教科書の採択にあたっては、史実をゆがめアジア・太平洋戦争を美化する教科書や、憲法の平和主義の理念を重視しない教科書は採択しないでください。
4. 教科書採択の課程がわかるように、教科書図書選定委員会の議事録の公開など情報開示を積極的にすすめてください。

以上を、教科書採択関係者にお伝えください。

以上

報告第3号	教育部 学校給食課
令和6年6月21日提出	(課長)西澤弘修 (係長)関和俊

タイトル	南部学校給食センター配送用コンテナの更新について
要旨	老朽化により劣化が著しい、南部給食センターの配送用コンテナを全て更新することとしたことから報告するもの。
	1 事業の概要 南部給食センター設立時（平成19年8月）に導入した、南部給食センターの配送用コンテナ24台については、著しい劣化等が見られた。このうち数台は、給食提供に支障が出ていた。このことから、令和5年度中に提供に支障がある3台を先に更新した。 今回、今後支障が出るおそれが高い、残り21台を全て更新するもの。 2 契 約 ・案件名「令和6年度安曇野市南部学校給食センター配送用コンテナ更新購入」 ・契約業者：テクノ・フードシステム㈱松本営業所 ・令和6年5月21日入札。5月24日付け仮契約。 ・契約額 29,007,000 円（税込み） 3 今後の日程 ・令和6年6月26日 安曇野市議会6月定例会に議案を上程。同日開催の議会全員協議会で説明の予定。 ・契約は、令和7年3月14日までとし、準備のできたコンテナから入替更新する予定。 （以 上）

報告第4号	教育部子ども家庭支援課
令和6年6月21日提出	(課長)山越寿彦 (係長)赤羽賢一

件名	安曇野市こども計画（仮称）の策定及び検討会議の設置について
要旨	安曇野市こども計画（仮称）の策定に着手する。併せて専門的な見地から意見・協力を求めるため検討会議を設置する。
説明	1 計画策定の背景・目的 令和5年4月1日に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画として、市の各種計画と整合性を図りつつ、こども施策を総合的に推進するため、「安曇野市こども計画」（仮称）を策定する。この際、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」及び県のこども計画に位置付けられた「長野県子ども・若者支援総合計画」を勘案し、自治体こども計画策定のためのガイドライン（令和6年5月）及び「こどもまんなか実行計画2024」を参考にするものとする。 2 計画概要 計画内容には以下に相当する内容を盛り込む。 (1) こども施策に関する基本方針 (2) こども施策に関する重要事項 (3) こども施策を推進するために必要な事項 (4) 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策 (5) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第2項各号に掲げる事項 (6) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第8条第2項各号に掲げる事項 3 事業計画期間について 令和7年度から令和11年度までの5年間 4 策定スケジュール 別添のとおり。なお、策定にあたり、調査から計画策定まで支援を委託する予定。 5 検討会議について (1) 委員は、10人以内で組織し、以下に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

	① 安曇野市子ども・子育て会議条例（平成 26 年安曇野市条例第 8 号）第 9 条に規定する部会の委員 ② 結婚支援に関する事業を行う者（結婚相談事業者等） ③ 就労支援に関する事業を行う者（ハローワーク等） ④ 貧困支援に関する事業を行う者（就労支援センター等） ⑤ その他教育委員会が特に必要があると認める者 （2）任期 委嘱等の日から 2 年以内 ○こども基本法 （都道府県こども計画等） 第十条（略） 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 ○少子化社会対策基本法 （施策の大綱） 第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。 ○子ども・若者育成支援推進法 （子ども・若者育成支援推進大綱） 第八条（略） 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項 イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項 ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項 ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項 ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項 ○子どもの貧困対策の推進に関する法律 （子どもの貧困対策に関する大綱） 第八条（略） 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
--	---

項目1	項目2	項目3	項目4	5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月			
				1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W								
1. 会議関係	プロジェクト設計																																														
	会議設計																																														
	子ども・子育て会議																																														
	会議運営事務 会議会開催																																														
◆ 市議会	定期事務局MTG																																														
◆ 庁内会議																																															
2. こども計画 ()	方針転換																																														
	市長レク																																														
	部長会議																																														
	教育委員会																																														
	市議会																																														
	SCOP協議																																														
	予算																																														
	契約																																														
	要綱設置																																														
	調査																																														
3. 子どもの意見聴取	児童扶養手当受給世帯 高校生・若者向け																																														
	課題整理																																														
	校長会での説明 参加者募集・選定 ワークショップの実施																																														
	まとめ																																														
	計画案の作成																																														
	計画案の確認・調整																																														
	パブリックコメント																																														
	計画の仕上げ																																														
	資料編作成																																														

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市こども計画検討会議要綱を次のように定める。

令和6年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

安曇野市こども計画検討会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市こども計画検討会議（以下「こども計画検討会議」という。）の設置並びに組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 こども計画検討会議は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画を定め、又は変更しようとするときに市町村こども計画に係る事項を協議する。

(組織)

第3条 こども計画検討会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年安曇野市条例第8号）第9条の規定により設置した部会のうち会長が指定した部会の委員
- (2) 結婚支援に関する事業を行う者
- (3) 就労支援に関する事業を行う者
- (4) 貧困支援に関する事業を行う者
- (5) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 こども計画検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、こども計画検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 こども計画検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、こども計画検討会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 こども計画検討会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「こども計画検討会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 こども計画検討会議の庶務は、教育部子ども家庭支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、こども計画検討会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初のこども計画検討会議の会議は、教育長が招集する。

3 この要綱により委嘱される最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

報告第 5 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 6 年 6 月 21 日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長)青嶋 梢

件名	安曇野市一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正について
要旨	要綱の一部改正を報告するもの。
説明	1 趣旨 引用する国の通知が変更されたため、所要の改正を行ったもの。 2 施行日 令和6年4月1日 3 一部改正の内容 別添のとおり (以 上)

○安曇野市一時預かり事業補助金交付要綱（令和4年安曇野市告示第180号）

改正後	改正前
(交付対象事業) 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、<u>子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付けこ成事第481号）の別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱第3条第11号に定める一時預かり事業</u>とする。 (補助金の額) 第4条 補助金の額は、子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表の<u>一時預かり事業</u>の項の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額とする。 (補助金交付申請) 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、安曇野市一時預かり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出するものとする。 (1)・(2) (略) (交付の決定) 第6条 市長は、前条に定める交付申請があったときは、当該申請書等の書類を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じて内容を変更し、条件を付すことができるものとする。 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、その旨を安曇野市一時預かり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は安曇野市一時預かり事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。 (交付の変更) 第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「<u>補助事業者</u>」という。）は、<u>交付の決定</u>を受けた内容に変更があったときは、直ちに安曇野市一時預かり事業補助	(交付対象事業) 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、<u>一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児初0717第11号）別紙に定める一時預かり事業実施要綱の4実施方法に定められた類型ごとの設備基準及び保育の内容、職員の配置等を満たした事業</u>とする。 (補助金の額) 第4条 補助金の額は、子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号）別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の第2欄に一時預かり事業の項の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額とする。 (補助金交付申請) 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「<u>申請者</u>」という。）は、安曇野市一時預かり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を、別に定める日までに市長に提出するものとする。 (1)・(2) (略) (交付の決定) 第6条 市長は、前条に定める交付申請があったときは、当該申請書等の書類を審査し、速やかに補助金を交付の可否を決定しなければならない。 2 市長は、前項の交付を決定するときは、必要に応じて内容を変更し、条件を付すことができるものとする。 3 市長は、第1項に定める交付又は不交付を決定したときは、その旨を安曇野市一時預かり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。 (交付の変更) 第7条 申請者は、前条に定める交付決定を受けた内容に変更があったときは、直ちに安曇野市一時預かり事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を提出するものとする。

改正後	改正前
金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。ただし、その金額の変更が20パーセント以内の減額である場合は、この限りでない。 2 （略） 3 市長は、第1項に定める変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を当該補助事業者に通知するものとする。	る。ただし、その金額の変更が20パーセント以内の減額である場合は、この限りでない。 2 （略） 3 市長は、第1項に定める変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を申請者に通知するものとする。
（実績報告） 第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、安曇野市一時預かり事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出するものとする。 （1）・（2）（略）	（実績報告） 第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに、安曇野市一時預かり事業補助金実績報告書（様式第5号）と次に掲げる書類を、別に定める日までに市長に提出するものとする。 （1）・（2）（略）
（補助金額の確定） 第9条 市長は、前条に定める実績報告があったときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、安曇野市一時預かり事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。	（補助金額の確定） 第9条 市長は、前条に定める実績報告があったときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、安曇野市一時預かり事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
（補助金の請求） 第10条 補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとする者は、安曇野市一時預かり事業補助金交付（概算払）請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。	（補助金の請求） 第10条 申請者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、安曇野市一時預かり事業補助金請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。
（概算払及び精算） 第11条 市長は、前条の規定により概算払の請求を受けた場合において、必要と認めるときは、第6条第3項に定める交付決定額の範囲内において概算払をすることができるものとする。	（概算払及び精算） 第11条 前条による補助金の請求について、市長が必要と認めるときは、第6条第3項に定める交付決定額の範囲内において概算払をすることができるものとする。
2 （略） 3 市長は、前2項の規定により既に交付した補助金の額と、第9条の規定により確定した補助金の額に差があるときは、返還請求又は追加交付するものとする。	2 （略） 3 前項に定める既に交付した補助金の額と第9条の規定により確定した補助金の額に差があるときは、返還請求又は追加交付するものとする。

改正後	改正前
(補助金の経理) 第12条 補助事業者は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。 2 (略)	(補助金の経理) 第12条 申請者は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。 2 (略)

報告第 6 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 6 年 6 月 21 日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長)青嶋 梢

件名	安曇野市延長保育事業補助金交付要綱の一部改正について
要旨	要綱の一部改正を報告するもの。
説明	1 趣旨 引用する国の通知が変更されたため、所要の改正を行ったもの。 2 施行日 令和6年4月1日 3 一部改正の内容 別添のとおり (以 上)

○安曇野市延長保育事業補助金交付要綱（平成29年安曇野市告示第371号）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、民間保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により市長の認可を受けた家庭的保育事業等及び同法第35条第4項の規定により長野県知事の認可を得た保育所並びに<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により認定された認定こども園及び同法第17条の規定により認可された幼児保育の促進を図るため、延長保育を実施する法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (補助対象事業) 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援交付金の交付について（<u>令和5年9月7日付けこ成事第481号</u>）の別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱第3条第2号に定める延長保育事業とする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、民間保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により市長の認可を受けた家庭的保育事業等及び同法第35条第4項の規定により長野県知事の認可を得た保育所並びに<u>認定こども園法</u>（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により認定された認定こども園及び同法第17条の規定により認可された幼児保育の促進を図るため、延長保育を実施する法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (補助対象事業) 第2条 補助金の対象となる事業は、子ども・子育て支援交付金の交付について（<u>平成28年7月20日府子本第474号</u>）の別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の延長保育事業とする。
(補助金の額) 第3条 補助金の額は、<u>子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表の延長保育事業の項の第3欄</u>に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額とする。 (補助金交付申請) 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、延長保育事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。	(補助金の額) 第3条 補助金の額は、<u>交付要綱別紙の第2欄</u>延長保育事業の項の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額とする。 (補助金交付申請) 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、延長保育事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
(交付の決定) 第5条 市長は、<u>前条に定める交付申請があったときは、当該申請書を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。</u> 2 市長は、<u>前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じて内容を変更し、条件を付すことができるものとする。</u> 3 市長は、<u>第1項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、その内容</u>	(補助金の交付時期) 第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、<u>当該決定の日の属する年度の7月及び12月に、それぞれ決定額の2分の1以内の補助金を概算交付する。</u>

改正後	改正前
及び付した条件を当該申請を行った者に通知するものとする。 <u>(交付の変更)</u> <u>第6条</u> 前条の規定により交付の決定を受けた者は、交付の決定を受けた内容に変更があったときは、直ちに<u>延長保育事業補助金交付変更申請書（様式第2号）</u>を市長に提出するものとする。ただし、その金額の変更が20パーセント以内の減額である場合は、この限りでない。 <u>2</u> 市長は、前項に規定する変更を承認するときは、必要に応じて内容を変更し、条件を付することができるものとする。 <u>3</u> 市長は、第1項に定める変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を当該申請を行った者に通知するものとする。 <u>(実績報告)</u> <u>第7条</u> 補助金の交付決定を受けた者は、第4条に規定する申請をした日の属する年度の3月31日までに<u>延長保育事業補助金収支決算報告書（様式第3号）</u>を市長に提出するものとする。 <u>2</u> 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を精査し補助金額を確定するものとする。 <u>(補助金の請求)</u> <u>第8条</u> 補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとする者は、<u>延長保育事業補助金交付（概算払）請求書（様式第4号）</u>により、市長に請求するものとする。 <u>(概算払及び精算)</u> <u>第9条</u> 前条による補助金の請求について、市長が必要と認めるときは、<u>第5条第3項に定める交付決定額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</u> <u>2</u> 前項に定める概算払の時期は7月と12月とし、それぞれ交付決定額の2分の1以内の金額とする。 <u>3</u> 前項に定める既に交付した補助金の額と第7条第2項の規定により確定した補助金額に差があるときは、返還請求又は追加交付するものとする。 <u>(補助金の経理)</u>	<u>(実績報告)</u> <u>第6条</u> 補助金の交付を受けた者は、第4条に規定する申請をした日の属する年度の3月31日までに<u>延長保育事業補助金収支決算報告書（様式第2号）</u>を市長に提出するものとする。 <u>2</u> 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を精査し補助金額を確定するものとする。 <u>(補助金の精算)</u> <u>第7条</u> 市長は、<u>第5条の規定により既に交付した補助金の額と第6条第2項の規定により確定した補助金の額に差があるときは、返還請求又は追加交付するものとする。</u>

改正後 第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。	改正前
--	------------

報告第 7 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 6 年 6 月 21 日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長)青嶋 梢

件名	安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付要綱の一部改正について
要旨	要綱の一部改正を報告するもの
説明	1 趣旨 子ども・子育て支援法の改正により、低所得世帯等への副食材料費に対する交付金の上限額が引き上げられたため変更するもの。 2 施行日 令和6年4月1日 3 一部改正の内容 別添のとおり (以 上)

○安曇野市実費徴収にかかると安曇野市告示第155号

改正後		改正前	
<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱</u> (補助事業等) 第3条 補助金の対象事業、対象者、対象経費及び上限額は、別表のとおりとする。 2 (略) (交付申請) 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、その年度の当初に、<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書</u>（様式第1号）により市長に申請しなければならない。 2 事業2に係る補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請に際し、<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付同意書</u>（様式第2号）及び施設ごと作成した<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書免除対象者表</u>（様式第3号）を添付しなければならない。 (交付決定) 第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。 2 市長は、前項の規定により交付決定をするときは、必要に応じて内容を変更し、条件を付すことができる。 3 市長は、補助金の交付を決定したときにおいては<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書</u>（様式第4号）により、不交付を決定したときにおいては<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金不交付決定通知書</u>（様式第5号）により申請を行った者に通知するものとする。 (交付の変更) 第6条 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた内容に変更があったときは、直ちに<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金変更交付申請書</u>（様式第6号）を市長に提出するものとする。ただし、その補助金を受けようとする金額の変更が20パーセント以内の減額であるときは、この限りでない。 2 (略)		<u>安曇野市実費徴収にかかると安曇野市告示第155号</u> (補助事業等) 第3条 補助金の事業、対象者、対象経費及び上限額は、別表のとおりとする。 2 (略) (交付申請) 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、その年度の当初に、<u>安曇野市実費徴収にかかると補足給付事業補助金交付申請書</u>（様式第1号）により市長に申請しなければならない。 2 事業2に係る補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請に際し、<u>安曇野市実費徴収にかかると補足給付事業補助金交付同意書</u>（様式第2号）及び施設ごと作成した<u>安曇野市実費徴収にかかると補足給付事業補助金交付申請書免除対象者表</u>（様式第3号）を添付しなければならない。 (交付決定) 第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その審査し、必要に応じて行う現地調査等により速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。 2 市長は、前項に規定する交付決定をするときは、必要に応じて内容を変更し、条件を付すことができる。 3 市長は、補助金の交付を決定したときにおいては<u>安曇野市実費徴収にかかると補足給付事業補助金交付決定通知書</u>（様式第4号）により、不交付を決定したときにおいては<u>安曇野市実費徴収にかかると補足給付事業補助金不交付決定通知書</u>（様式第5号）により申請を行った者に通知するものとする。 (交付の変更) 第6条 申請者は、交付決定を受けた内容に変更があったときは、直ちに<u>安曇野市実費徴収にかかると補足給付事業補助金変更承認申請書</u>（様式第6号）を提出するものとする。ただし、その補助金を受けようとする金額の変更が20パーセント以内であるときは、この限りでない。 2 (略)	

改正後	改正前
(実績報告) 第7条 交付決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金実績報告書</u>（様式第7号）を市長に提出しなければならない。 2 事業2に係る実績報告を行う際は、施設ごとに作成した<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金実績報告書免除対象者表</u>（様式第8号）を添付しなければならない。 (補助金額の確定) 第8条 市長は、前条第1項に規定する報告書の提出があった場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、その報告が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付確定通知書</u>（様式第9号）により報告書を提出した者に通知しなければならない。 (補助金の請求) 第9条 補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとする者は、<u>安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付（概算払）請求書</u>（様式第10号）を市長に提出しなければならない。 (概算払) 第10条 市長は、<u>前条の規定により概算払の請求を受けた場合において、必要と認めるときは</u>、交付決定の額の範囲内において<u>概算払</u>をすることができるものとする。 (交付決定の取消し等) 第11条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは</u>、交付決定又は変更に係る承認の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1)・(2) (略)	(実績報告) 第7条 交付決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、<u>安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金実績報告書</u>（様式第7号）を市長に提出しなければならない。 2 事業2に係る実績報告を行う際は、施設ごとに作成した<u>安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付実績報告書免除対象者表</u>（様式第8号）を添付しなければならない。 (補助金額の確定) 第8条 市長は、前条第1項に規定する報告書の提出があった場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、その報告が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付確定通知書</u>（様式第9号）により報告書を提出した者に通知しなければならない。 (補助金の請求) 第9条 補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとする者は、<u>安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付請求書</u>（様式第10号）を市長に提出しなければならない。 (概算払い) 第10条 市長が<u>必要と認めるときは</u>、交付決定の額の範囲内において<u>概算払い</u>をすることができるものとする。 (交付決定の取消し等) 第11条 市長は、<u>次に掲げる事由に該当すると認めるときは</u>、交付決定又は変更に係る承認の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1)・(2) (略)

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	事業1	事業1	事業2
対象者	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者であって、市内に住所を有するもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者であって、市内に住所を有するもの	市内に住所を有し、次のいずれかの要件に該当する満3歳以上の子どもが通所する特定子ども・子育て支援提供者 (1) 市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である世帯に属する子ども (2) 子ども・子育て支援法施行令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に<u>準ずる者</u>に扶養される子ども (3) 属する世帯で被監護者の範囲で最年長の子どもから順に3人目以降に該当する子ども
対象経費	教育・保育給付認定保護者の子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特別保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4条第4項の規定による費用又は特別保育の提供に当たって徴収される同保育の提供に当たって徴収される同	教育・保育認定保護者の子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特別保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特別保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）	上記に該当する子どもの施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食材料費の実費徴収額

改正後			改正前		
	規定に掲げる費用に限る。)		1人あたり月額2,500円	1人あたり月額4,500円	
補助 上限 額	1人当たり月額2,500円	1人当たり月額4,700円			
対象 期間	申請月の属する年度		申請の属する年度		
子どもが月の初日に在籍する法第30条の11の第3項に規定する特定子ども・子育て支援 提供者（認定子ども園又は幼稚園に限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するもの を除く。）					

改正後		改正前																	
様式第1号 (第4条関係) 様式第1号 (第4条関係) 安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書 (宛先) 安曇野市長 申請者 住所 氏名 印 (申請者が法人の場合は、住所、名称、施設の所在地及び代表者) 次のとおり 年度安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金を交付されるよう申請します。		様式第1号 (第4条関係) 安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付申請書 (宛先) 安曇野市長 申請者 住所 氏名 印 (申請者が法人の場合は、住所、名称、施設の所在地及び代表者) 次のとおり 年度安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金を交付されるよう申請します。																	
<table><tr><td>補助事業の目的及び内容</td><td></td></tr><tr><td>補助事業の交付を必要とする理由</td><td></td></tr><tr><td>交付を受けようとする補助金の額</td><td>円</td></tr><tr><td>(そ の 他)</td><td></td></tr></table> 交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金等が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。 なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。		補助事業の目的及び内容		補助事業の交付を必要とする理由		交付を受けようとする補助金の額	円	(そ の 他)		<table><tr><td>補助事業の目的及び内容</td><td></td></tr><tr><td>補助事業の交付を必要とする理由</td><td></td></tr><tr><td>交付を受けようとする補助金の額</td><td>円</td></tr><tr><td>(そ の 他)</td><td></td></tr></table> 交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金等が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。 なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に 応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。		補助事業の目的及び内容		補助事業の交付を必要とする理由		交付を受けようとする補助金の額	円	(そ の 他)	
補助事業の目的及び内容																			
補助事業の交付を必要とする理由																			
交付を受けようとする補助金の額	円																		
(そ の 他)																			
補助事業の目的及び内容																			
補助事業の交付を必要とする理由																			
交付を受けようとする補助金の額	円																		
(そ の 他)																			

改正後		改正前	
様式第2号 (第4条関係)	様式第2号 (第4条関係)	安曇野市実費徴収にかか	安曇野市実費徴収にかか
安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付同意書	安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付同意書		
(宛先) 安曇野市長	(宛先) 安曇野市長		
私は、施設等利用給付認定保護者が要する副食材料費の費用に対する補助金を、私の代わりに特定子ども・子育て支援提供者が受給することについて同意します。	私は、施設等利用給付認定保護者が要する副食材料費の費用に対する補助金を、私の代わりに特定子ども・子育て支援提供者が受給することについて同意します。	また、その際に安曇野市が私の市税等の納付に係る情報を各関係機関に調査、照会し、又は閲覧することについても同意します。	また、その際に安曇野市が私の市税等の納付に係る情報を各関係機関に調査、照会し、又は閲覧することについても同意します。
年 月 日	年 月 日	保護者	保護者
		住所	住所
		氏名	氏名
		氏名	氏名
		氏名	氏名
		氏名	氏名
		氏名	氏名
		氏名	氏名

改正後

様式第3号 (第4条関係)

安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書 免除対象者表

改正前

様式第3号 (第4条関係)

安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付申請書 免除対象者表

安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書 免除対象者表

年

※在籍月ごとの一人あたりの補助金額を記入すること

施設名

印

N0	園児名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
計														

注1

在籍月ごとの一人あたりの補助金額は、月額副食材料費と4,700円を比較して少ない額を記入すること。

注2

月額食材料費の算出方法がわかる根拠となる計算式、又は資料を添付してください。

申請額

円

安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書 免除対象者表

年

※在籍月ごとの一人あたりの補助金額を記入すること

施設名

印

N0	園児名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
計														

注1

在籍月ごとの一人あたりの補助金額は、月額副食材料費と4,500円を比較して少ない額を記入すること。

注2

月額食材料費の算出方法がわかる根拠となる計算式、又は資料を添付してください。

申請額

円

-78-

改正後	改正前
様式第4号 (第5条関係) 様式第4号 (第5条関係) 様 第 号 安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書 年 月 日付けで交付申請のありました 年度安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金 円を、下記の条件を付して交付します。 年 月 日 年 月 日 安曇野市長 印 記 1 安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従うこと。 2 補助金に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の承認を求めること。 3 補助事業を中止又は廃止しようとするとき（遂行が困難となったときも含む。）は、市長の承認を求めること。 4 交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。 なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。 5 安曇野市補助金等交付規則に基づき市長の指示に従うこと。	様式第4号 (第5条関係) 第 号 様 安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付決定通知書 年 月 日付けで交付申請のありました 年度安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金 円を、下記の条件を付して交付します。 年 月 日 年 月 日 安曇野市長 印 記 1 安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従うこと。 2 補助金に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の承認を求めること。 3 補助事業を中止又は廃止しようとするとき（遂行が困難となったときも含む。）は、市長の承認を求めること。 4 交付を取り消し、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求めたときは、納期日までに補助金を返還すること。 なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。 5 安曇野市補助金等交付規則に基づき市長の指示に従うこと。

改正後	改正前
様式第5号 (第5条関係) 様式第5号 (第5条関係) 様 第 号 安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金不交付決定通知書 年 月 日付けで交付申請のありました 年度安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書類について審査した結果、補助要件を満たしていなかったため交付できません。 不交付決定の理由 安曇野市長 年 月 日 印	様式第5号 (第5条関係) 様 第 号 安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金不交付決定通知書 年 月 日付けで交付申請のありました 年度安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付申請書類について審査した結果、補助要件を満たしていなかったため交付できません。 不交付決定の理由 安曇野市長 年 月 日 印

改正後		改正前	
様式第 6 号 (第 6 条関係) 様式第 6 号 (第 6 条関係)		様式第 6 号 (第 6 条関係)	
(宛先) 安曇野市長		(宛先) 安曇野市長	
安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金変更交付申請書		安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金変更交付申請書	
住所又は所在 名称 代表者氏名 印		住所又は所在 名称 代表者氏名 印	
年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金について、下記のとおり変更してくださるよう、関係書類を添えて申請します。		年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金について、下記のとおり変更してくださるよう、関係書類を添えて申請します。	
記		記	
1 変更の理由		1 変更の理由	
2 既交付決定額 _____ 円		2 既交付決定額 _____ 円	
3 変更交付申請額 _____ 円		3 変更交付申請額 _____ 円	
4 差額 (3 - 2) _____ 円		4 差額 (3 - 2) _____ 円	

改正後		改正前	
様式第7号 (第7条関係)		様式第7号 (第7条関係)	
様式第7号 (第7条関係)		(宛先) 安曇野市長	
(宛先) 安曇野市長		年 月 日	
安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付実績報告書		安曇野市実費徴収にかかるとる補足給付事業補助金交付実績報告書	
申請者 住所 氏名 印 (申請者が法人の場合は、住所、名称、施設の所在地及び代表者)		申請者 住所 氏名 印 (申請者が法人の場合は、住所、名称、施設の所在地及び代表者)	
年 月 日 付 第 号で交付確定を受けた 年度安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金にかかるとる事業が次のとおり完了したので報告します。		年 月 日 付 第 号で交付確定を受けた 年度安曇野市実費徴収にかかるとる補足給付事業補助金にかかるとる事業が次のとおり完了したので報告します。	
事業完了の年月日	年 月 日	事業完了の年月日	年 月 日
補助事業の内容及び成果		補助事業の内容及び成果	
交付の確定を受けたい補助金の額	円	交付の確定を受けたい補助金の額	円
(そ の 他)		(そ の 他)	

改正後

様式第8号 (第7条関係)
様式第8号 (第7条関係)

安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付実績報告書免除対象者表

施設名 _____ 印

年	園児名	*在籍月ごとの一人あたりの補助金額を記入すること												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	N0	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
計														

注1 在籍月ごとの一人あたりの補助金額は、月額副食材料費と4,700円を比較して少ない額を記入すること。

注2 月額食材料費の算出方法がわかる根拠となる計算式、又は資料を添付してください。

確定を受けたい金額

円

改正前

様式第8号 (第7条関係)
安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付実績報告書免除対象者表

施設名 _____ 印

年 *在籍月ごとの一人あたりの補助金額を記入すること

年	園児名	*在籍月ごとの一人あたりの補助金額を記入すること												計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	N0	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
計														

注1 在籍月ごとの一人あたりの補助金額は、月額副食材料費と4,500円を比較して少ない額を記入すること。

注2 月額食材料費の算出方法がわかる根拠となる計算式、又は資料を添付してください。

確定を受けたい金額

円

改正後		改正前	
様式第9号 (第9条関係)		様式第9号 (第9条関係)	
様式第9号 (第9条関係)			
様	第 号	様	第 号
安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付確定通知書		安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付確定通知書	
年 月 日付けで提出のありました実績報告書を審査した結果、下記の額を 年度安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金として確定します。		年 月 日付けで提出のありました実績報告書を審査した結果、下記の額を 年度安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金として確定します。	
年 月 日		年 月 日	
安曇野市長		安曇野市長	
印		印	
記		記	
金額		金額	
円		円	

改正後		改正前																									
様式第10号 (第10条関係)		様式第10号 (第10条関係)																									
様式第 10 号 (第 10 条関係)																											
(宛先) 安曇野市長		(宛先) 安曇野市長																									
年 月 日		年 月 日																									
安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付（概算払）請求書		安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金交付（概算払）請求書																									
金 円		金 円也																									
年 月 日 付 第 号 によって交付の確定（決定）のあった 年度安曇野市実費徴収に係る補足給付事業補助金を請求します。		年 月 日 付 第 号 によって交付の確定（決定）のあった 年度安曇野市実費徴収にかかる補足給付事業補助金を請求します。																									
年 月 日		年 月 日																									
申請者 住所 氏名 印 (申請者が法人の場合は、住所、名称、施設の所在地及び代表者)		申請者 住所 氏名 印 (申請者が法人の場合は、住所、名称、施設の所在地及び代表者)																									
<table><thead><tr><th colspan="2">口座振替金融機関</th><th>口座番号</th><th>普通・当座</th></tr></thead><tbody><tr><td>金融機関名</td><td>銀行 支店</td><td>フリガナ</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>口座名義</td><td></td></tr></tbody></table>		口座振替金融機関		口座番号	普通・当座	金融機関名	銀行 支店	フリガナ				口座名義		<table><thead><tr><th colspan="2">口座振替金融機関</th><th>口座番号</th><th>普通・当座</th></tr></thead><tbody><tr><td>金融機関名</td><td>銀行 支店</td><td>フリガナ</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>口座名義</td><td></td></tr></tbody></table>		口座振替金融機関		口座番号	普通・当座	金融機関名	銀行 支店	フリガナ				口座名義	
口座振替金融機関		口座番号	普通・当座																								
金融機関名	銀行 支店	フリガナ																									
		口座名義																									
口座振替金融機関		口座番号	普通・当座																								
金融機関名	銀行 支店	フリガナ																									
		口座名義																									

〔提出理由〕

報告第 8 号	教育部 各課
令和 6 年 6 月 21 日提出	

タイトル	共催・後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨	課名	共催	後援
	学校教育課	－	2 件
	生涯学習課	1 件	1 件
	文化課	－	1 件
	子ども家庭支援課	－	2 件
(詳細別紙)			
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号） （審査基準） 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第 1 項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。） ○安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成 17 年教育委員会規則第 5 号） （専決） 第 3 条 教育長は、第 2 条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。 （略） 2 教育長は、前項各号に掲げる事項以外の事項についても、この規則の規定を類推して専決するこ			

とができる。

学校教育課

■第16、18回バリフリマルシェ

主催：バリフリマルシェ実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
バリアフリースタイルルルカ 代表者 西條 智香	この活動を安曇野市内の小・中学生や、その保護者の方に知ってもらうため。	5/23	第16回：令和6年6月15日(土)、16日(日) 第18回：令和6年7月20日(土)、21日(日)	第16回 松本南住宅公園 第18回 松本住宅公園	障がい、の有無にかかわらず楽しめる場所を提供し、交流を通じた啓発活動を行う。中で自らの役割に子供達が様々な役割を果たす中に自らの役割に価値を見出せるように職業体験ブースを設ける。	県のしあわせバイ信州運動に賛同した地元作家や飲食店による手作り品の販売、体験(ワークショップ)の提供	○	○	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日：令和6年5月27日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■長野県豊科高等学校吹奏楽部第28回定期演奏会

主催：豊科高等学校

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
豊科高等学校 学校長 小高 淳一	高校生の文化活動の支援と広報	5/9	令和6年6月30日(日)	キッセイ文化ホール	高校生の文化活動の成果発表	入場料：なし 第1部：クラシックステージ(2024年度全日本吹奏楽コンクール課題曲より) 第2部：ガストステージ 第3部：ステージドリル	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日：令和6年6月4日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

生涯学習課

■令和6年度 天皇杯・皇后杯 全日本バレーボール選手権大会 長野県ラウンド

主催：公益財団法人日本バレーボール協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野・東筑バレーボール協会 会長 望月 雄内	バレーボール競技を広く普及させ、バレーボールの振興を図り生涯学習、生涯スポーツの一環としても普及を図るため。	5/15	令和6年7月7日(日)	ANCアリーナ (安曇野市総合体育館)・安曇野市立豊科南中学校体育館	・「天皇杯」「皇后杯」の名を冠するに相応しい6人制バレーボール日本一を目指す長野県予選会。 ・バレーボール界の発展と普及に寄与することを目指す開催する。	・男女とも上位1チームを北信越ラウンドに推薦する。 ・参加者300名	○	—	—	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日：令和6年5月16日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第41回 穂高納涼祭

主催：穂高納涼祭実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
穂高納涼祭実行委員会 実行委員長 早川 正美	この催しを通して、生涯学習の発表機会の確保、世代を超えた市民の交流と地域の絆づくりの形成に繋げたいため。	6/3	令和6年8月3日(土)	穂高公民館 駐車場	穂高納涼祭を実行委員会、地域住民、地元高校生等が中心となり開催する。納涼祭を通して生涯学習の発表機会の確保、世代を超えた市民の交流と地域の絆づくりを図る。	第41回穂高納涼祭は中央にステージを配置し、大迫力の太鼓演奏に始まり、地域の皆様によるステージ発表が繰り広げられます。さらに、本年は地域・学校・企業・サークル等から踊り連を一般公募して、住民参加型の「穂高音頭」「HOTAKAサンバ」納涼盆踊りを復活します。	○	—	—	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日：令和6年6月10日		結果(○)		専決の理由(委任規則3条2項)						

文化課

■公開講演会「わかりやすい、高山病のお話」

主催：松本深志高校山岳部OB会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
松本深志高校山岳部OB会 会長 古幡 開太郎	多くの市民に聴講いただくことにより、山岳文化の普及を図りたい。	6/4	令和6年7月6日(土)	長野県松本勤労者福祉センター 3-1号室	信州大学医学部付属病院院長・内科学第1教室教授であり、北アルプス常念診療所所長でもある花岡正幸氏が、山岳医療での経験をお話する。	演題「わかりやすい、高山病のお話」の公開講演	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可。H31後援あり
専決日:-		結果(-)		専決の理由(過去承認)						

子ども家庭支援課

■2024まっもとと広域ものづくりフェア

主催:まっもとと広域ものづくりフェア運営委員会 会長 赤羽 眞太郎

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
まっもとと広域ものづくりフェア運営委員会 会長 赤羽 眞太郎	松本・塩尻・安曇野の3市を中心とした次代を担う人材である、市内小学生・高校生へのものづくりへの理解を深めるため	5/22	令和6年10月3日(木)～4日(金)、19日(土)	Mウイング(中央公民館、中央体育館)、松本工業高校	1)子供たちにもものづくりや理工学に関心をもってもらうイベントの開催 2)地域製造業者の知名度と経営力の向上に貢献するよう受発注、人材確保支援事業の開催	・松本・塩尻・安曇野企業説明会 ・ものづくり体験教室	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年5月28日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■COLOMAGA Project安曇野 地域情報誌「AZUMO」

主催:COLOMAGA Project安曇野製作実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
COLOMAGA Project安曇野製作実行委員会 代表 棚畑彩香	信頼性を高めることで、多くの市民にこどもの創造性を育む本企画の理解・協力を得ることができ地域の魅力を広く伝えることができるため	5/28	令和6年6月～令和7年3月末	安曇野市内	本団体は、プロのライター、カメラマン、イラストレーターが安曇野市内の中学生に冊子づくりのノウハウを教えながら一緒にローカルマガジン(地域情報誌)「AZUMO」を作るプロジェクトです。こどもの創造性を育みながら、街の魅力の知り、ことも自身が取材先に赴き、文章・写真・イラストを制作し、1つの冊子を作り上げることで地域とつながりや地域愛を育みます	冊子づくり講座や体験、取材をもとに地域情報誌を制作する 参加料 1人6,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年6月3日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

報告第9号

令和6年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

教育総務係・教育指導室・学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教育振興基本計画		1 第1回策定委員会 7月9日（火）開催予定
学校保健事業関係	1 第1回ストレスチェック 実施者名簿作成	1 教職員健康診断 ・7/2（火）～7/17（水） 2 第1回ストレスチェック 実施 ・7/22（月）～8/4（日）
就学時健診業務		1 就学時健康診断（園事前 健診） ・6/24（月）～10/15（火） 27日間
就学援助事務	1 申請者一覧名簿作成 2 認定審査 ・6/10（月）～ 3 認定審査及び支給額に係る調査 ・保護者：市外課税者・未申告者等、学校、 給食センター	3 認定通知発送
GIGA スクール	1 ICT教育推進委員会 ・6/3（月）穂高北小・穂高西中合同研修会 穂高西中学校での公開授業及び信州大学 森 下准教授による講演 ・6/17（月）、18（火）、21（金） ICT活用 オンライン研修会の実施	1 ICT教育推進委員会 ・7/26（金）ICT教育推進 学校代表者会の開催 2 GIGAスクール運営支援セ ンター事業 ・7～8月 夏のICT研修 会を各校で開催
コミュニティスクール事 業	1 学校運営協議会運営支援 ・5/24（金）明科中 ・5/27（月）豊科南中、穂高西中、三郷中 ・5/29（水）穂高南小、穂高東中 ・5/30（木）豊科東小 ・5/31（金）穂高北小 2 堀金地域教育関係者連絡会 ・5/29（水）	1 学校運営協議会運営 支援 2 地域学校協働本部 連絡会
学校安全支援事業	1 熊除け鈴配布	左記以外 ・学校緊急無線通報システム 教室名変更業務実施 ・学校緊急無線通報システム の磁界強度測定（直営） ・学校緊急無線通報システム 教室名変更業務委託作業
青色防犯パトロール	1 青色防犯パトロール講習会 ・6/6（木）穂高地域②（穂高北小学校）	

小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 ・ 5/31（金）市長定例記者会見での周知 ・ 6/3（月）議会への進捗報告 ・ 6/10（月）～対象児童に対しリーフレット配布 ・ 6/11（火）校長会にて事務手続き説明 ・ 6/13（木）募集要領の公開、市教委での相談業務開始	1 小規模特認校制度 ・ 令和7年4月転入学児童の募集業務実施中
不登校支援	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 ・ 民間施設等訪問件数 8件 ・ 学校訪問による事業説明と民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 8校 ・ スマートフォンとの付き合い方講座（民間施設と企画） 保護者向け 6/3実施 5名参加 子ども向け 6/27 実施予定	左記以外の予定 ・ 市内の施設の定期訪問を開始 ・ 定期訪問により収集した児童生徒の情報を、学校関係者や必要に応じてスクールソーシャルワーカー等と共有していく。 ・ 市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問予定 ・ 民間施設と共同で実施できる体験活動や講座・研修等を企画・調整していく。
キャリア教育	1 キャリアフェスティバル説明会実施 5/20（月）・5/22（水）・5/31（金）に、合計5回開催。市内の企業・団体から60社が参加。	1 6/21（金）キャリアフェスティバル参加申し込み書提出期限。

2 学校給食課

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 給食センター更新計画策定 2 地産地消の取組み 3 学校給食施設点検及び監視指導（松本保健所、6/17日（月）南部給食センター）	1 学校給食施設点検及び監視指導（松本保健所） （7/2（火））中部、北部給食センター）
学校給食費会計公会計事業	令和6年度給食費第1期再振替（6/17（月））	令和6年度給食費 小学校 320 円/食 （うち保護者負担 280 円） 中学校 375 円/食 （うち保護者負担 330 円）
各給食センター管理運営事業	1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施（各センター） 2 アレルギー対応食3者協議会（保護者、学校、給食センター）協議会の実施（各センター） 3 栄養士の学校訪問開始（各センター） 4 穂高南小 PTA 見学（6/19(水)） 北部給食センター）	1 東御市教育委員会視察 （7/1（月））中部給食センター）
堀金給食センター設備更新事業	1 堀金学校給食センター厨房機器等更新工事（6月） 2 センター内照明器具設置（LED化） 3 壁塗り替え、天井張替	堀金給食センターの休止（3/18（月）～12月）予定

3 生涯学習課

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 安曇野市企業人権教育推進協議会・研修会 ※36 団体 68 事業所 ・ 6/18（火）午後3時～5時 本庁舎大会議室 研修会：職場におけるハラスメント防止 ～「セクハラ」 を正しく知るために ～ 講師： 唐澤佳秀法律事務所 弁護士宮井麻由子さん 2 第1回 安曇野市総合芸術展実行委員会 ・ 7/8（月）午後1時30分から3時 本庁舎 401 会議室 3 市民大学講座受講申込締切日 ※6月3日（月）～7月9日（火） 4 オンライン日本語教室交流員・学習者の募集締切日 ※ 6月20（木）～7月12日（金）	3 市民大学講座：7月 23 日、8月6・20 日、9月 3・17 日 隔週火曜日午 後7時～8時30 分 豊科交流学習センター 4 オンライン日本語教 室：8月22日～11月 28日毎週木曜日 午後7時～8時30 分 全15回 定員20名

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 豊科地域公民館球技大会（ソフトボール・ワンバウンド ふらばーるバレー） ・ 6月16日（日）午前7時～11時高家スポーツ広場 2 学社連携人権教育研修会 講演会「クラスを育てるストレスケア教育」 ・ 7月3日（水）午後3時20分～4時40分 豊科公民館 3 コーラスグループ交流発表会 ・ 7月13日（土）午後1時30～3時45分 豊科公民館 4 親子ふれあい塾 夏休みフィールドチャレンジ教室 ・ 7月24日（水）午前9時～午後2時30分 国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高地区）	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 らくらくチェアトレ教室 ・ 6月26日（水）午後1時30分～、穂高公民館 2 夕涼みジャズコンサート 2024 ・ 7月6日（土）午後3時～5時、穂高公民館 3 初心者向け「スマホ教室」基礎編 ・ 7月18日（木）午後1時30分～4時、穂高公民館	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 令和6年度三郷公民館長寿命化工事 ・ 契約（議決）日：6月7日（金） ・ 契約金額：410,300,000 円 ・ 契約の相手方：株式会社 佐原建設 2 三郷まなび隊①(プログラミング) ・ 6月22日（土）午前10時～、ゆりのき学習室 3 けん玉チャレンジ①開講式 ・ 6月30日（日）午後2時～、三郷文化公園体育館 4 ふるさと講座①小諸城址懷古園・小諸市内散策と佐久びんころ地蔵巡り ・ 7月18日（木）午前7時30分～午後5時30分 5 夏休み子ども講座①②③ ・ 7月31日（水）～8月2日午前9時～正午 三郷文化公園体育館	6月1日（土）から令和7年3月まで貸館休止

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 堀金のお宝発見講座「古文書から学ぶ 拾ヶ堰開削者達の苦悩」 ・ 6月28日（金）午前10時～、堀金公民館会議室 2 みんなでスポーツ in 常念 ・ 7月7日（日）午前8：30～正午 堀金中央公園・常念ドーム 3 夏休み子ども公民館①～③ ・ 7月30日（火）～8月1日（木）午前9時～ 堀金公民館	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 健康麻雀教室 ・ 6月28日（金）午後1時～5時、明科公民館 2 夏の歌声ひろば アコーディオン演奏で歌いましょう。 ・ 7月18日（木）午前10時～正午、明科公民館 3 水辺の安全安心教室※カヌー、サップ体験他 ・ 7月23日（火）午前10時～正午、龍門淵公園	

4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 安曇野 AIR2024 ・ 5～10月：東京藝大出身の作家3名による、滞在、制作、市民との交流、展示	・ 展示 10/10(木)～10/22(火) みらい展示ギャラリー
	3 能楽教室 ・ 6/18(火) 穂高東中学校 10:50～12:40 ・ 6/19(水) 穂高南小学校 10:50～12:25	
	4 新進音楽家コンサート ・ オーディション 7/7(日) ・ あづみの新進音楽家コンサート 2024 12/7日(土)	
	5 熊井啓顕彰事業 ・ ミニシアター「日本列島」5/15(水) 来場者数 43 名	・ 熊井啓映画上映会「日本の黒い夏 冤罪」 9/28(土) 豊科公民館ホール
	6 ミュージアム活性化事業 ・ 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 4月利用者 70 人、5月利用者 104 人	
	7 0歳からのミニコンサート ・ 第1回 5/31(金)(みらい) 106 人 竹内一恵、川井優奈	
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 ・ 5/31(金) 第51号発行	・ 第2回編集委員会 7/19(金)
	2 ちくに生きものみらい基金充当事業 ・ 6/20(木) 堀金小4年 田淵行男記念館 外 ・ 6/26(水) 豊科東小4年 田淵行男記念館 外 ・ 6/27(木) 豊科東小クラブ 校内	・ 7/3(水) 豊科東小5年 アルプスあづみの公園
指定管理施設の事業	1 田淵行男記念館 ・ 細密画展 安曇野の蝶 館長講座「細密画の蝶とその生態」5/25(土) 15:00～	
豊科近代美術館大規模改修工事	受注者：松本土建・丸山硝子特定建設工事共同企業体 工事期間：6/7(金)～7/7(木)	休館期間：6/3(月)～7.8月下旬
明科子どもと大人の交流学習施設空調設備等改修工事	受注者：㈱大和ホーム工業 安曇野営業所 工事期間：6/3(月)～7/3(金)	
共催事業	1 第39回早春賦音楽祭=本ステージ= ・ 6/16(日) 穂高会館	2 オープンアトリエ事業「絵本作家と福祉施設で土の絵の具を作る、土で描く」 9/25(水)～10/8(火) みらい

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 被爆ピアノコンサート ・ 6/6(木)三郷中学校 参加者：約570人 ・ 6/7(金)豊科北中学校 参加者：約410人 堀金中学校 参加者：約300人 本庁舎 参加者：80人	
	2 平和学習資料展(原爆紹介資料と市内の戦争遺跡に関する展示) ・ 6/4(火)～6/18(火) 三郷中学校 ・ 6/18(火)～7/2(火) 堀金中学校	7/2(火)～7/18(木) 豊科北中学校 7/18(木)～7/21(日)本庁舎

新市立博物館準備事業		1 第2回安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 ・7/9(火)
貞享義民記念館教育普及事業	1 貞享騒動基礎講座「松本平最大のヒーロー」 ・①貞享騒動について 5/18(土)参加者:15人 ・②騒動の物語化 6/1(土)参加者:15人	
	2 葵曇会「心展」 ・4/25(木)～5/26(日) 参加者:54人	
	3 下田忠壽写真展 昭和の稲作 ・6/7(金)～6/22(土)	4 楡フォトクラブ写真展 ・7/9(火)～7/15(月)
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 53,206点、地域資料 52,801点(5月末現在)(5月新規点数/公文書 1,024点、地域資料 363点)	
	2 文書館運営審議会 ・6/10(月)	
文書館教育普及事業	1 文書館運営審議会 ・6/10(月)	
	2 文書館講演会「過疎な中で地域資料を守る」 ・6/16(日)	
臼井吉見文学館管理運営事業	1 講演会「文士の子どもに生まれて」 ・講師:阿川佐和子氏 ・7/12(金) 参加者:500人(募集〆切)	
共催事業	1 映画「おかあさんの被爆ピアノ」上映会 ・6/1(土) 参加者:46人	

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画 ・アンケート調査の実施	・ワークショップの実施
埋蔵文化財発掘調査事業	1 国道19号の歩道拡幅に伴う明科遺跡群明科廃寺に係る長野国道事務所との保護協議	

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
図書館事業		1 図書館協議会 第1回図書館協議会 ・7/9(火)13:30～ みらい
中央図書館	1 信州横断講座(共催事業) 戦中から現代を映す鏡『暗黒日記』 「清澤洌の思想と言論活動 ～その現代的意義を探る～」 ・6/29(土) 13:30～ みらい	2 教科書展示会 (中信教育事務所) ・7/3(水)～7/18(木) 館内展示スペース
		3 映画上映会「白い船」 ・7/12(金)18:00～ みらい
		4 大人のための朗読会 ・7/13(土)13:30分 みらい

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科東小 被服室改修設計完了予定 6/19（水） ・明南小 普通教室改修設計完了 4/30（火）	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科東小 被服室改修工事発注予定 7月 ・明南小 普通教室改修工事発注予定 7月
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務		1 子ども・子育て会議 ・7月下旬 日時場所 未定 2 子ども若者意見広場 ・7/27（土）4階大会議室 13時30分～
黒沢洞合自然公園整備事業	1 安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会 ・6/19（水）共用会議室 307 10時～	1 実施設計業務 ・履行期間 3月～9月 2 土地利用審議会 ・7月下旬 日時未定
ファミリーサポート事業		1 ファミサポ協力会員養成講座（前期） ・6/28（金）堀金老人福祉センター 午前9時～ ・全5回 24時間講習

子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
令和6年度児童手当 現況届	1 令和6年度の児童手当支給にあたり、現況届の提出が必要な方（約200件）に現況届を送付。 ・6月末が申請期限。 ・提出不要な方を含む全体は約6,000件	1 審査後、10月から支給 ※ 制度改正の予定あり
令和6年度子育て応援手当 申請受付	1 令和6年度の子育て応援手当の支給対象と思われる方（第2子以降が認定こども園等に入所していない方、約600件）に申請書類を送付。6月末が申請期限。	1 審査後、10月と3月に支給

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科児童館整備事業	1 豊科中央児童館解体工事 ・6月上旬から6月下旬まで	
青少年育成環境整備事業	1 子ども学芸クラブ会議 ・5/28（火）共用会議室 305 午後2時	1 第2回青少年センター運営委員会 ・6/28（金）共用会議室 305 午後1時30分 2 県下一斉街頭啓発活動 ・7/1（月）市内中学校 午前7時30分 3 青少年センター講演会 ・7/13（土）大会議室 午前10時30分

青少年体験事業	1 青少年交流事業参加者募集 ・江戸川区花火大会（8月） 6/28（金）まで ・神奈川県真鶴町交流事業（8月） 7/5（金）まで ・福岡市東区交流事業（9月） 7/26（金）まで	1 夏休みイベントカレンダー 全児童配付 ・6/26（水）
子ども会育成会支援事務	1 第2回常任委員会 ・6/4（火） 共用会議室 307 午後7時 2 長野県子ども会育成連合会定時総会 ・5/24（金） 長野ターミナル会館 午前10時15分	1 子ども会育成会安全啓発講習会 ・7/13（土）大会議室 午前9時15分
放課後子ども教室実施事業	1 わいわいランド実施 ・毎週水曜日 市内10小学校	

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・6月は5回実施 こあら（1歳児）穂高（6/3（月）、6/18（火）） こあら（1歳児）豊科（6/6（木）） いるか（2歳児）穂高（6/13（木）、6/26（水）） 2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・6月は5回実施（6/5（水）、6/12（水）、6/19（水） 6/25（火）、6/27（木）） 3 運動発達相談日（はいはいたち） ・6月は3回実施（6/7（金）、6/10（月）、6/28（金）） 4 ことばの相談日 ・6月は3回実施（6/6（木）、6/13（木）、6/20（木）） 5 親子で遊ぼう教室 ・6月は1回実施（6/14（金）） 6 子育て学習会 ・6月は5回実施（6/7（金）、6/13（木）、6/18（火）、 6/20（木）、6/21（金））	1 遊びの教室 ・7月は4回の実施を予定 2 発達相談日 ・7月は6回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・7月は3回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・7月は2回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・7月は1回の実施を予定 6 子育て学習会 ・7月は実施なし

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野市保育協会講演会	安曇野市保育協会全体研修会（講演会）の開催 安曇野市保育協会で行う保育士対象の全体研修会 日時 6/29（土）9時50分～11時50分 場所 堀金総合体育館 サブアリーナ 講師 新保 庄三氏 一般社会法人日本保育者支援協会顧問 子ども総合研究所代表 社会福祉法人土の根会理事長 演題 「人権と不適切保育 その対応について」	
三郷西部認定こども園 園庭芝生 お披露目会	三郷西部認定こども園 園庭芝生お披露目会の開催 3/18（月）に種まき会を行った三郷西部認定こども園の園庭芝生化事業の養生期間が終了し、芝生の上での遊びが開始となるため、子どもたちと一緒に お披露目会を行う。 日時 7/23（火）※雨天7/26（金） 場所 三郷西部認定こども園 午前9時30分～10時	三郷北部認定こども園と三郷南部認定こども園は夏季保育明けより、園庭芝生での遊びが開始 令和6年10月の運動会で保護者へのお披露目を行う。 令和7年度の園庭芝生化事業の実施設計業務委託 ・豊科認定こども園 ・豊科南部認定こども園 ・南穂高認定こども園 ・たつみ認定こども園 ・堀金認定こども園

